

うちの安心共済(火災共済)・地震等共済金について

7 月 28 日 16 時 27 分ころ、「熊本県熊本地方を震源とする地震」(マグニチュード 7.1、最大震度 7 を観測)が発生しました。この地震により被災された皆さまにお見舞い申し上げます。

うちの安心共済(火災共済)では、地震による損害も保障範囲に含まれ、特約付帯をされている場合は、倍額保障となります。

各共済会におかれましては、組合員へのお見舞い、被害状況のご確認の際に、地震等共済金のお知らせと該当の場合は、申請案内もよりしく願います。

今後しばらくは、余震が続く状況が予想されます。皆さまの安全と、一日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

【地震等共済金 給付基準】

組合員や組合員の親族が居住する住宅に地震等で 50 万円を超える損害が生じた場合、基本契約のみの加入でも損害程度や損害額に応じ 1 口あたり 250 円～7500 円が加入口数に応じて給付されます。また、住宅に 50 万円を超える損害がなかった場合でも、家財に 50 万円を超える損害があれば(家財契約がある場合に限り)地震等共済金が給付されます。特約付帯の場合は、基本契約の倍額保障になります。

給付区分（住宅）	損害程度		基本保障		特約保障		支払限度 基本+特約計
			1口あたりの 共済金	支払限度 （400口）	1口あたりの 共済金	支払限度 （400口）	
全焼壊・流失	50%以上		7,500円	300万円	7,500円	300万円	600万円
大規模半焼壊	40%以上50%未満		5,250円	210万円	5,250円	210万円	420万円
中規模半焼壊	30%以上40%未満		4,500円	180万円	4,500円	180万円	360万円
半焼壊	20%以上30%未満		3,750円	150万円	3,750円	150万円	300万円
準半焼壊・一部焼壊	20%未満	100万円超	750円	30万円	750円	30万円	60万円
		50万円超	250円	10万円	250円	10万円	20万円
家財の損害			基本		特約		支払限度 基本+特約計
一部壊に該当しない家財損害 50万円超（家財契約がある場合）			1口あたりの 共済金	支払限度 （150口）	1口あたりの 共済金	支払限度 （150口）	
			450円	6.75万円	450円	6.75万円	

※ 付属建物(物置・車庫・門など)の損害は、一部壊として扱います。

※ 貸家・空家、借家人賠償契約は、地震等対象になりません。

給付申請に必要な書類

1. 火災共済給付申請書 2. 住宅災害状況報告書 3. 罹災証明書(コピー可) 4. 写真(一部壊のみ)

5. 損害見積書(一部壊のみ・明細が記載されているもの)

※ 被害があった場合には、住宅災害状況報告書を速報として先に FAX などでお送りください。

※ 給付申請書や住宅災害状況報告書は HP からダウンロードできます。